

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月7日
【会社名】	株式会社アスラポート・ダイニング
【英訳名】	Asrapport Dining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 檜垣 周作
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目16番29号
【電話番号】	03-6459-3231（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 齊藤 隆光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目16番29号
【電話番号】	03-6459-3231（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 齊藤 隆光
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,281,875円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額 248,399,375円 （注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合に は、新株予約権の発行価格の総額に新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金 額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	175個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,281,875円
発行価格	本新株予約権1個あたり7,325円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月24日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部 東京都港区高輪二丁目16番29号 丸高高輪ビル2階
払込期日	平成22年9月24日
割当日	平成22年9月24日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 三田通支店

(注) 1. 本新株予約権については、平成22年8月16日及び平成22年9月7日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込期間、払込期日及び割当日は、平成22年9月7日開催の当社取締役会において決議されております。

3. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社アスラポート・ダイニング 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式17,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(同第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、14,121円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場(取引所金融商品市場の統合・再編があった場合の統合等された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「ヘラクレス市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>248,399,375円</p> <p>(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価格の総額(1,281,875円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(247,117,500円)を合算した金額であります。</p> <p>2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、14,121円とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」第(1)号ないし第(3)号及び上記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は、第1項記載の本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」第(1)号ないし第(3)号及び上記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項によって調整が行われることがある。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年9月24日から平成24年9月23日(但し、平成24年9月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>行使請求の受付場所 株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部</p> <p>取次場所 該当事項はありません。</p> <p>払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 三田通支店</p>

新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2 当社は、裁量により、新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。</p> <p>各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の115%を超過した場合に、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のヘラクレス市場における当社株式の出来高の5%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。</p> <p>また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合には、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のヘラクレス市場における当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。</p> <p>さらに、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のヘラクレス市場における当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価格と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」、「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」、「自己新株予約権の取得及び取得の条件」及び本欄（「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」）に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	---

(注) 1. 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求書及び当該行使にかかる本新株予約権の新株予約権証券が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く）生じるものとする。

- (2) 当社は株券を交付しない。

2. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に規定する組織再編成行為において再編当事会社が新たに新株予約権を交付する場合もこれに準じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新株発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
248,399,375	15,500,000	232,899,375

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価格の総額（1,281,875円）に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（247,117,500円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額の内訳
新株予約権に関わる設計評価料等1,600,000円、ファイナンシャルアドバイザー報酬（日本アジア証券株式会社）12,400,000円、登記関連費用600,000円、株主名簿管理人への手数料300,000円、その他諸費用600,000円
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には上記金額は減少いたします。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（円）	支出予定時期
事業の取得	232,899,375	平成22年10月～平成24年8月

調達する資金の具体的な使途はM & Aによる事業の取得であり、支出予定時期は平成22年10月から平成24年8月までであります。

平成22年9月7日現在において成立が見込まれる事業取得案件はございませんが、当社は下記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] の1 [割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由」に記載のとおりM & Aによる外食フランチャイズ事業の取得を計画しており、今期（平成23年3月期）においても複数の事業取得案件の検討及び交渉を断続的に実施しております。

個々の事業取得案件の具体的な内容については契約上の守秘義務を負っており言及することはできませんが、平成23年3月期中にグループ店舗数を新たに約100店舗増加させるといふ当社グループの中期ビジョンの実現に最適と判断される規模の外食フランチャイズ事業の取得を目指しております。

成立が見込まれる事業取得案件がない時点で新株予約権による資金調達を実施する理由は、M & Aによる事業取得案件はいつ案件情報が得られるか予測できないため、調達可能な時点で事業取得資金を確保しておくことが有効であると判断したためであります。調達した資金については、支出までは銀行預金として保管いたします。また、調達した資金で不足する場合は、金融機関からの借入等を併用する予定であります。

なお、一般論として、新株予約権は、対象となる株式の株価が行使価額を下回る場合は行使されないことがあります。本新株予約権には、上記「1 [新規発行新株予約権証券] の(2) [新株予約権の内容等]」に定める行使指示条項が付されておりますが、当該指示を行うためには所定の条件を満たす必要があり、当該条件が満たされるか否かは今後の市場動向により予測ができないため、本新株予約権が行使されない可能性を排除できません。万一、本新株予約権による資金調達が実施できなかった場合でも、当社は、下記「第3 [第三者割当の場合の特記事項] の1 [割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由」に記載の理由により、第三者割当による新株予約権発行の方法での事業取得資金確保が最善と判断しておりますので、より望ましい調達手段が見つかり当該調達手段に切り替えることができる場合を除き、条件変更又は他の投資家による、第三者割当による新株予約権の発行を検討する予定であります。

以上のとおり、本新株予約権による資金調達は、当社グループの中期ビジョンの達成、ひいては当社グループの企業価値向上を図る上で不可欠であり、また、その資金使途は合理的であると判断しました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10 百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

（注）資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成22年1月31日現在におけるものであります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社と当該会社との間には、記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき出資関係はありません。
人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術又は取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき技術又は取引関係はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社の財政・経営状況に関する状況は次のとおりであります。当社は、子会社の経営不振等により、平成21年3月期の売上高12,525百万円、営業利益108百万円、経常利益12百万円、当期純損失826百万円となり、設立以来初めてとなる赤字を計上いたしました。平成22年3月期中には、当社子会社であった株式会社フーディウム・インターナショナル及び株式会社ゲンジフーズの全保有株式を、それぞれ平成21年11月27日及び平成22年2月3日に譲渡し、連結対象から除外しました。これは、直営店による営業が中心であった両社を譲渡することにより、当社グループの最大の強みであるフランチャイズ運営事業に経営資源を集中することと、両社が持つ有利子負債を圧縮することによりグループの財務体質を改善することを目的としたものであります。これらのグループ再編等により、当社グループの収益の改善、経営の効率化によるコスト削減、さらに財務体質の健全化が図られ、平成22年3月期には売上高10,162百万円（前年同期比18.9%減）、営業利益176百万円（63.2%増）、経常利益106百万円（735.1%増）、当期純利益6百万円と黒字回復するに至りました。しかしながら、同期間中の営業活動により得られたキャッシュフロー399百万円に対して、財務活動により使用したキャッシュフローは589百万円となりました。従って、外部からの資金調達を行い、投資活動を積極的に行って長中期的に営業活動によるキャッシュフローを改善することが当社の喫緊の課題となっております。

一方で、リーマンショック以降、フランチャイズ加盟を希望する加盟店候補者の開店資金の調達は困難な状況にあり、当社グループのフランチャイズ加盟店舗数は減少傾向にあります。このため、当社は、当社グループが保有する既存のフランチャイズ事業のみでは事業拡大、ひいては営業活動によるキャッシュフローの飛躍的な改善の実現は難しいものと判断しております。

かかる状況において、今後、当社グループが成長していくためには、既存のフランチャイズ事業を縮小させないことと併せて新たな外食フランチャイズ事業を展開することが必須であると考え、当社グループの中期ビジョンにおいて、平成23年3月期中にグループ店舗数を新たに約100店舗増加させることを目標としました。この目標実現のための手段としては、新規フランチャイズパッケージの開発・展開よりも、M&Aによる既存フランチャイズ事業の取得の方が短期間で目標を達成できるために最適であると判断しております。

当社は、この事業取得資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討してまいりましたが、かかる検討において、当社は、次の理由により第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

すなわち、新株予約権は、第三者割当増資と比べて一気に希釈化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること、新株予約権取得条項(割当後一定期間経過後であればいつでも当社の意向に基づき新株予約権を割当先から取得できるとの条件)を付ければ、より望ましい調達手段が見つかった場合に当該調達手段に切り替えることができること、公募増資を検討した結果、売上高減少や無配という当社の決算数値では、引受先が集まらないリスクが高く、調達コストも新株予約権より割高であると判断したこと、金融機関からの借入のみで事業取得資金に充てる場合、金利及び手数料の負担による投資回収率の圧迫、借入返済のための金融機関との交渉の煩雑さ等の各種の制約が伴うというデメリットが想定されること等の理由によるものであります。さらに、当社は、浮動株時価総額が30営業日連続して基準額(3億円)未滿となり、平成21年11月14日から平成22年3月25日までの間、大阪証券取引所(ヘラクレス市場)より監理銘柄に指定された経緯がありました(「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」第7条第1号の2a(c)に該当)。当社株価の上昇に伴い浮動株時価総額が3億円以上で推移し監理銘柄の指定は解除されましたが、平成22年3月31日現在の当社の浮動株式比率は21.00%と、多くの上場企業と比べ依然として低い割合になっております。また、同日現在の当社浮動株時価総額は約3億6,800万円(浮動株数が同じとして、平成22年9月6日の終値で試算すると約5億1,700万円)であります。上記上場廃止基準における「浮動株時価総額3億円」という基準は平成22年12月末まで時限緩和されたものであり、平成23年1月からは本則である「浮動株時価総額5億円」に戻る予定であります。第三者割当増資により出資者が発行済株式総数の10%以上を所有することとなった場合、上場廃止基準上、浮動株式数は増加しませんが、新株予約権行使に基づく当社株式が適時適切に市場で売却されれば浮動株式数は増加します。上記より、当該上場廃止基準抵触のリスクを回避するためには、新株予約権発行による浮動株数増加が非常に有効な手段であると判断しております。

かかる検討を経て、平成22年8月16日及び平成22年9月7日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先とする第三者割当による本新株予約権の発行を決議いたしました。当社がマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を知った経緯は、次のとおりです。

当社は、複数の金融機関や金融投資家等との協議・交渉を進めておりましたが、その中において、豊富な知識と経験を専門家アドバイザーとする必要があると考え、平成22年7月、M&Aや資本政策に関して当社と定期的に情報交換を行っている日本アジア証券株式会社に対してファイナンシャルアドバイザー業務(新株予約権の方法で出資する候補先の紹介及び当該候補先との調整等)を委託することとなりました。当社は、同社の業務の一環として、平成22年7月、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の紹介を受けたものであります。当社は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の設立経緯、沿革、事業概要、実績等の調査を行うと共に、代表取締役の浦谷元彦氏と複数回の面談を行い、同社が、当社グループの事業戦略と経営の実行スピードとを理解する候補先であることを確認いたしました。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、代表取締役である浦谷元彦氏が平成21年2月に設立した、東京都港区に本店を置く株式会社であり、国内上場企業の企業価値向上・安定的な資金調達を達成することを目的とした投資会社であります。同社は、会社設立以降、既に6件の投資実績を有しております。

当社は、事業取得資金の確保のため複数の提案を受けておりましたが、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が提示した下記の条件が、当社及び当社の株主を含むステークホルダーに最も有利な内容であると判断し、同社を割当予定先に選定することを決定いたしました。

すなわち、同社が提示した新株予約権の条件は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。また、一定の条件を満たした場合は、当社の意向に基づき、当社からの本新株予約権の行使指示も、当社による本新株予約権取得も可能な内容となっており、当社にとって、より有利で柔軟な資金調達方法を選択することができます。

さらに、同社は、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に関与・参画する意図がありませんので、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式については、適時適切に売却する予定であります。

なお、当社の親会社であるHSIグローバル株式会社と割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との間において、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株券(当社普通株式)の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売付けを行う目的で、当社発行に係る株式の株券貸借に関する契約を締結しております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 17,500株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、原則として、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、適時適切に売却する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状況について、現在の財産額に至った経緯並びに割当予定先が実施中の他の投資案件の概要及び必要となる資金の額等の説明を聴取し、預金口座の通帳の写しを確認することにより、払込に要する財産の存在について確認しております。

割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、第1期決算(平成22年1月期)において51百万円の債務超過となっております。債務超過となったのは、同社が投資事業を目的として平成21年2月に設立され設立・運営に係る先行投資が計上されたにもかかわらず、実質的な投資オペレーションが第1期末日において開始されていなかったためであります。前記決算以降、複数の投資オペレーションが実質的に開始され、同社は十分な利益を上げております。

以上から、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

た。

なお、当社は割当予定先より、本新株予約権に関して割当予定先が出資する資金は、割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の自己資金を用いることを、現在の財産額に至った経緯及び借入がない等の説明と併せ、同社より聴取し確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社及び当該割当予定先の役員が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。また、当社は独自に専門の第三者調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区、株式会社日本総合リサーチ 東京都中央区）に調査を依頼し、割当予定先について反社会的勢力との関係がない旨の報告を受けております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権のコミットメント条項付割当契約に定められた諸条件、すなわち行使個数を指示できる行使指示条項や取得条項などを考慮したうえ、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、配当率、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等を前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた第三者評価機関（株式会社ブルータス・コンサルティング 東京都港区）による評価書を基に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価格であると当社が判断した本新株予約権 1個当たり7,325円（1株当たり73.25円）に決定いたしました。この発行価額は適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成22年8月16日）の直前取引日（平成22年8月13日）の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における普通取引の終値15,690円の90.0%に相当する金額（14,121円）といたしました。本新株予約権の行使価額を上記金額とした理由は、次のとおりです。

すなわち、行使価額を本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成22年8月16日）の直前取引日のヘラクレス市場における普通取引の終値15,690円を基に10.0%のディスカウントとした場合（14,121円）、この行使価額は、同直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均のいずれよりも高額となり（当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均は13,997円、3ヶ月間の終値平均は12,829円、6ヶ月間の終値平均は11,147円）、有利発行には該当しないと判断できます。一方で、資金調達の実現性を上げるためには、有利発行とならない範囲内で行使価額を低く抑えることが有効となります。本新株予約権の行使価額は、これらの判断と上記第三者評価機関からの助言に基づき、割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との協議の結果、決定したものであります。

以上のとおり、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成22年9月7日現在の当社の発行済株式総数165,000株に係る議決権の総数は164,976個であります。本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式17,500株に係る議決権の個数は17,500個となり、現在の当社の発行済株式総数に対する割合は10.6%、現在の議決権総数に対する割合は10.6%となります。従いまして、本新株予約権の発行は、25%以上となる場合に該当せず、また、支配株主となる者が生じる場合にも該当しませんので、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当には該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
H S Iグローバル株式会社	東京都品川区南大井 3丁目23-8	130,304	78.98	130,304	71.41
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1 丁目6-1	460	0.28	460	0.25
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区 北浜2丁目4-6	439	0.27	439	0.24
中島 和信	東京都渋谷区	370	0.22	370	0.20
野澤 正利	茨城県筑西市	305	0.18	305	0.17
白石 千倉	東京都板橋区	189	0.11	189	0.10
アスラポート・ダイニング従業員持株会	東京都港区海岸1丁目 16番1号 ニューピア 竹芝サウスタワー 21階	159	0.10	159	0.09
関 豊晃	愛知県常滑市	113	0.07	113	0.06
山口 伸昭	千葉県船橋市	110	0.07	110	0.06

松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1丁目4	110	0.07	110	0.06
計		132,559	80.35	132,559	72.64

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成22年3月31日現在の株主名簿に記載された数値を記載しております。
2. 直近日現在(平成22年9月7日)の発行済株式総数は165,000株であります。
3. 今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。行使期間は、平成22年9月24日から平成24年9月23日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先による新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権発行後の割当予定先によるその行使状況については、現時点では未確定のため表示しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】
該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】
該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】
該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第4期）又は四半期報告書（第5期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後（平成22年6月25日及び平成22年8月13日提出）、本有価証券届出書提出日（平成22年9月7日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年9月7日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

〔平成22年6月28日提出臨時報告書〕

1．提出理由

平成22年6月25日開催の当社第4回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役として、檜垣周作、阿部洋介及び森本晃一の3氏を選任する。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する。併せて、既に承認された取締役報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を含む）に対する報酬等として新株予約権を付与する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）1	
檜垣 周作	137,072	661	0		可決（99.52%）
阿部 洋介	137,087	646	0		可決（99.53%）
森本 晃一	137,030	703	0		可決（99.49%）
第2号議案	136,664	1,075	0	（注）2	可決（99.22%）

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

〔平成22年7月29日提出臨時報告書〕

1. 提出理由

当社は、平成22年6月25日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して平成22年7月28日にストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 提出内容

(1) 銘柄

株式会社アスラポート・ダイニング 第2回新株予約権

(2) 発行数

9,500個（新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株）

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の割当日

平成22年8月27日

(6) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、目的たる株式の数は9,500株とする。

ただし、当社が、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）後、株式分割（普通株式の無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(7) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、新株予約権発行の取締役会決議の日までの大阪証券取引所ヘラクレス市場（取引所金融商品市場の統合・再編があった場合の統合等された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「ヘラクレス市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の過去1ヶ月間の単純平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

また、割当日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、割当日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(8) 新株予約権の行使期間

平成24年8月1日から平成27年7月31日までとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(11) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(9)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下(a)及び(b)に定めるいずれかの期間中において、ヘラクレス市場における1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価(1円未満の端数は切り捨て)が、一度でもそれぞれに定める価格を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月間：ヘラクレス市場における当社普通株式の割当日終値の80%(1円未満の端数は切り捨て)

(b) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月間：ヘラクレス市場における当社普通株式の割当日終値の100%(1円未満の端数は切り捨て)

(12) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(6)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(7)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

前記(8)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(8)に定める

新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記(10)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記(11)に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役3名(うち社外取締役1名)	2,925個
当社従業員2名	1,425個
当社子会社の取締役及び従業員11名	5,150個

(16) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係

株式会社プライム・リンク 発行会社の完全子会社

株式会社とり鉄 同上

(17) 勧誘の相手方と提出会社との取り決めの内容

取り決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

[平成22年8月2日提出臨時報告書の訂正報告書]

1. 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成22年7月29日付で提出した第二回新株予約権に関する臨時報告書に記載の誤りがあったので、これを訂正するため、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 訂正内容

訂正箇所は__置で示してあります。

(1) 提出理由

(訂正前)

当社は、平成22年6月25日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して平成22年7月28日にストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社は、平成22年6月25日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して平成22年7月28日にストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[平成22年8月30日提出臨時報告書の訂正報告書]

1. 提出理由

平成22年7月29日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、平成22年8月27日に未定となっております事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 提出内容

訂正箇所は 罫 で示しております。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

135,850,000円

(7) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、 新株予約権発行の取締役会決議の日までの大阪証券取引所ヘラクレス市場(取引所金融商品市場の統合・再編があった場合の統合等された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「ヘラクレス市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の過去1ヶ月間の単純平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権1個当たり14,300円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、 14,300円 とする。

(後略)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第5期第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月30日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井 上 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡 田 基 宏
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アスラポート・ダイニングの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アスラポート・ダイニングが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月25日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井 上 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡 田 基 宏
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年6月25日開催の定時株主総会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アスラポート・ダイニングの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行わ

れ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アスラポート・ダイニングが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

株式会社アスラポート・ダイニング
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井 上 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡 田 基 宏
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニングの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社アスラポート・ダイニング
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井 上 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡 田 基 宏
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニングの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年6月25日開催の定時株主総会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 司 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 基 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月13日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 光一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年7月28日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。